

皇族数の減少と皇位継承についての考え方

令和6年3月27日

国民民主党

天皇陛下の退位を実現する特例法（平成29年）の成立にあたり、「安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族方のご年齢からしても先延ばしすることはできない重要な問題であることに鑑み、本法施行後速やかに、皇族方のご事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を速やかに国会に報告すること」との附帯決議が付されました。

それを受け、政府の皇位継承に関する有識者会議が令和3年12月にまとめた報告書において、皇位継承資格の問題とは切り離して、喫緊の課題と考えられる皇族数の確保を図る観点から、①女性皇族が婚姻後も皇室に残る、②旧宮家の男系男子が養子縁組などで皇籍復帰する、及び③皇統に属する男系男子を法律により直接皇族とする、の3案が示されました。

そのうえで、令和4年1月18日に衆参両院各会派代表者が衆議院議長公邸に参集し、政府から有識者会議報告書について説明を受けるとともに、両院議長から各党・各会派においても検討を進めるように要請を受けました。

これを受け、国民民主党の「安定的な皇位継承を考える会」では、皇統の歴史、日本の皇統の文化的歴史的価値、憲法のもとで象徴天皇と皇族全員が果たしてこられた役割、GHQ（連合軍最高司令官総司令部）の意向により11宮家が皇室離脱を余儀なくされた経緯、旧宮家の現況等を踏まえて、真摯かつ静謐な検討を重ねてきました。

その結果、有識者会議報告書に関しては、安定的な皇位継承と皇族数確保を両立するために、日本の皇統の文化的歴史的価値の重要性を鑑み、皇族数確保の観点から、①女性皇族が婚姻後も皇室に残る、及び②旧宮家の男系男子が養子縁組などで皇籍復帰するという双方の方策について、早急に制度の具体化を進めるべきです。併せて①及び②の方策では十分な皇族数を確保することができない場合に備えて、③皇統に属する男系男子を法律により直接皇族とすることも検討しておくべきと考えます。その上で、皇位の安定継承の具体化については、引き続き検討を深める必要があります。

以上、両院議長にご報告申し上げます。